

半田市障がい者相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、障がい者相談支援事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(委託)

第2条 市長は、この事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託できるものとする。

(相談の内容)

第3条 この事業は、障がい者等に対し、次に掲げる相談支援を行うことにより実施するものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）
- (2) 社会資源の活用支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング（障がいを持つ者が他の障がい者等に対して行うカウンセリング）
- (5) 権利擁護のために必要な支援
- (6) 専門機関の照会
- (7) 自立支援協議会の運営
- (8) その他市長が必要と認める支援

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。